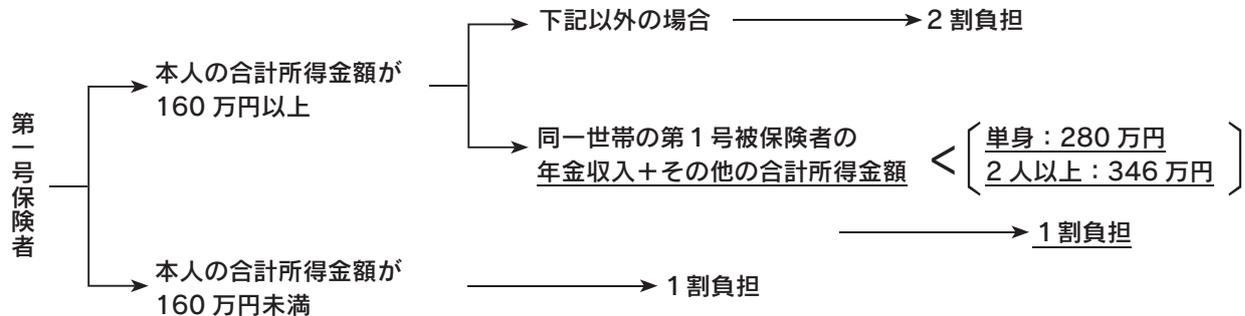


平成 27 年 8 月より施行

③一定以上所得者の利用者負担の見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまでの一律 1 割の利用者負担について、一定以上の所得者の自己負担割合を 2 割とします。ただし、月額上限があるため対象者全員の負担が 2 倍になるわけではありません。



④高額介護（介護予防）サービス費の見直し

高額介護サービス費の限度額を、医療保険の現役並み所得に相当する方がいる世帯に限定して、その世帯が負担する上限額が 44,400 円に引き上げられます。

負担上限の引き上げ

自己負担限度額（高額介護サービス費）のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引上げ

参考：医療保険の 70 歳以上の高額療養費の限度額

〈現行〉		〈改正案〉			
	自己負担限度額（月額）	現役並み所得相当	44,400 円		自己負担限度額（現行／世帯単位）
一般	37,200 円（世帯）	現役並み所得相当	44,400 円	現役並み所得者	80,100 + 医療費 1% (多数該当:44,400 円)
市町村民税世帯非課税等	24,600 円（世帯）			一般	44,400 円
年金収入 80 万円以下等	15,000 円（世帯）			一般	44,400 円
				市町村民税非課税等	24,600 円
				年金収入 80 万円以下等	15,000 円



⑤特定入所者介護サービス費の見直し（負担限度額認定）

これまで施設入所などに係る費用のうち、住民税非課税世帯の入居者は、申請に基づき「特定入所者介護サービス費（補給給付）」を支給して食費および居住費の負担軽減を行っていましたが、預貯金を保有しているにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案するなどの見直しを行います。

【預貯金などの勘案】・・・単身世帯 1000 万円以下、夫婦世帯 2000 万円以下

【配偶者の所得の勘案】・・・世帯分離していても所得を合算



【お願い】 給付費の上昇を可能な限り抑えつつ、介護保険制度の持続可能性を高めるため、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。



問 いきいき健康課 介護保険係 内線 385



# 平成 27 年度 介護保険制度が改正されます

介護保険制度は、3年に一度制度改正が行われます。今年度は制度改正の年となり、平成27年4月以降、施行されますのでその概要をお知らせします。

## 平成 27 年 4 月 より 施行



### ① 特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護度 3 以上へ

特別養護老人ホームへの新規入所者を、要介護度 3 以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します。ただし、要介護 1、2 の方で、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例入所として申し込みができます。

### ② 介護保険料の改定 【基準額 5,200 円 × 12 ヶ月 = 62,400 円】

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.5	31,200 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	0.75	46,800 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超えている方	0.75	46,800 円
第 4 段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.9	56,160 円
第 5 段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えている方	1.0	62,400 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	1.2	74,880 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上～200 万円未満の方	1.3	81,120 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上～300 万円未満の方	1.5	93,600 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上～400 万円未満の方	1.7	106,080 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上～600 万円未満の方	1.8	112,320 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上～800 万円未満の方	1.98	123,552 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	2.0	124,800 円